

第 118 號
2014 年 12 月 19 日

衛生福利部食品藥物管理署

公益財團法人
交流協會台北事務所

主旨：衛生福利部が公告した東京電力福島第一原発事故に係る日本産食品への輸入規制強化案に対する意見について

説明：

一、衛生福利部の 2014 年 10 月 28 日付公告「部授食字第 1031303136 號」及び「部授食字第 1031303247 號」に対し、以下のとおり意見を提出する。

二、今回の規制案は、以下のとおり、科学的根拠を欠く貿易制限的な措置と考える。

(一) 台湾が輸入停止を行っている 5 県産の食品を含む日本産食品について、日本の食品安全当局は以下の措置を適切に実施することにより安全性を確保している。

- 1、食品の安全性を確保するため、国際的な考え方を定めるコーデックス委員会の指標を考慮し、食品中の放射性物質に関する基準値を設定。
- 2、基準値を超える食品が市場に流通するがないよう、厳格な体制で食品のモニタリング検査等を実施。
- 3、基準値を超える食品が確認された場合には、速やかに適確な出荷制限措置等を講じ、国内外で流通することを防止。

(二) また、今回導入しようとしている規制強化は、WTO/SPS 協定に抵触するおそれがある。

- 1、台湾側は、日本産の食品についてリスク評価を実施中であり、未だその結果は出ていないと承知している。それにもかかわらず、当該リスク評価の結果と無関係に、現在の規制措置を強化し、(現在規制している 5 県を超える) 日本産の多くの食品に放射性物質検査証明書の添付を要求するとともに、全ての食品に産地証明書の添付を要求することは、SPS 措置は科学的な原則及びリスク評価に基づくものでなければならないという SPS 協定第 2 条 2、第 5 条 1 及び第 5 条 2 に抵触するおそれがある。
- 2、また、例えば水産物に関して、台湾漁船は「日台民間漁業取決め」に従い、日本漁船と同じ水域で操業しているケースも多い。このような中、日本漁船が漁獲した水産物にのみ放射性物質検査証明書等の添付

を要求することは、SPS 協定第 2 条 3 及び第 5 条 5 に定める「恣意的又は不当な差別」に該当し、同協定に抵触するおそれがある。

(三) 国際機関である IAEA は、日本産食品の安全管理体制について適切な措置がとられている旨評価している。その報告書の抜粋（※参照：24 ページ最終段落）は以下のとおり。

- 1、IAEA は、セシウムの法定基準値を超えた食品及び農産品が、供給網に入ることを防ぐ仕組みが導入されていると認識。
- 2、食品の流通規制に係る情報が更新されていることは、注意深く監視を継続し、また消費者及び通商を守ろうとする日本の当局の責任ある姿勢を示している。
- 3、FAO／IAEA 合同部門は、食品のモニタリング及び食品の放射能汚染に関する事項への対応のためにとられた措置は適切であり、また、食品供給網はコントロールされていると理解している。

※参照（報告書全文）

http://www.iaea.org/sites/default/files/infcirc_japan1114.pdf

(四) 輸入規制を行ってきた他の国及び地域は、日本産食品の安全性を高く評価し、以下のとおり同規制を撤廃又は緩和している（一覧表別添）。

- 1、本年 12 月現在、既に 13 カ国が規制を完全撤廃。
- 2、直近 1 年間で 7 カ国が規制を緩和。

三、また、今回の規制案については、日本産食品の安全性の向上に寄与しないばかりか、これまでの輸入規制に関する日台間の真摯な協議を覆すものであり、台湾の消費者や貿易関係者に不利益を生じさせ、日台の経済貿易関係に悪影響を及ぼすものであることを深く憂慮している。

四、以上の理由から、次の対応を求める。

(一) 今回の規制案は、科学的根拠を欠く貿易制限的な措置と考えられ、関連国際法にも抵触するおそれがあるほか、日台の経済貿易関係に悪影響を及ぼすものであり、その実施に反対し、撤回を求める。

(二) 台湾が輸入停止を行っている 5 県産の食品について、その安全性は適切に確保されている。当該規制も、科学的根拠を欠く貿易制限的な措置と考えられ、関連国際法にも抵触するおそれがあるほか、日台の経済貿易関係に悪影響を及ぼすものであり、規制の撤廃を求める。

正本：衛生福利部食品藥物管理署

副本：亞東關係協會、衛生福利部、經濟部國際貿易局、經濟部經貿談判代表弁公室

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の緩和・撤廃の動き

MAFF

- 原発事故に伴い諸外国・地域において強化された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、マレーシア、ベトナムの輸入規制の完全撤廃等、徐々にではあるが、規制緩和・撤廃される動き。

【残された課題】 輸入規制を維持している諸外国等に対して、関係省庁等と連携して、我が国がとっている措置や検査結果のデータの正確な情報提供等をもとに、引き続き規制緩和・撤廃に向けて働きかけを実施。

規制措置が完全撤廃された例

解除された年月	国名
平成23年6月	カナダ
"	ミャンマー
平成23年7月	セルビア
平成23年9月	チリ
平成24年1月	メキシコ
平成24年4月	ペルー
平成24年6月	ギニア
平成24年7月	ニュージーランド
平成24年8月	コロンビア
平成25年3月	マレーシア
平成25年4月	エクアドル
平成25年9月	ベトナム
平成26年1月	オーストラリア

最近の輸入規制緩和の例

緩和された年月	国名	緩和の主な内容
平成25年 4月	シンガポール	輸入停止(8都県)→検査証明書添付で輸入可能(7都県)
"	ロシア	輸入停止(6都県)→検査証明書添付で輸入可能(6都県)
平成25年 6月	EU	検査証明書の対象品目が縮小
平成25年10月	ブルネイ	輸入停止(8都県)→検査証明書添付で輸入可能(7都県)
平成26年 4月	EU	検査証明書の対象地域及び対象品目が縮小
平成26年 5月	イスラエル	輸入時モニタリング検査の対象県が縮小 (47都道府県→8県)
平成26年 7月	シンガポール	輸入停止(福島県)→産地証明書添付で輸入可能(福島県の一部除く) 検査証明書の対象地域及び対象品目が縮小(8都県→3県)
平成26年11月	タイ	検査報告書の対象県が縮小(8県→3県)
"	サウジアラビア	検査証明書等添付で輸入可能(47都道府県)
平成26年12月	バーレーン	検査報告書(47都道府県)→輸出実績証明書で輸入可能
"	米国	検査報告書(3県)の対象品目が縮小